事 務 連 絡 令和7年10月1日

都道府県 各 指定都市

介護保険主管部(局) 御中

厚 生 労 働 省 老 健 局 高 齢 者 支 援 課 厚生労働省老健局認知症施策·地域介護推進課 厚 生 労 働 省 老 健 局 老 人 保 健 課

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 17) (令和7年10月1日)」の 送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申 し上げます。

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 17) (令和7年10月1日)」を送付いたしますので、貴部局におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

## 【居住系サービス・施設系サービス】

- 〇 高齢者施設等感染対策向上加算について
  - 問 高齢者施設等感染対策向上加算(I)について、感染対策を担当する者が、医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に少なくとも1年に1回以上参加し、指導及び助言を受けることを要件として定めているが、高齢者施設等は各年度で1回以上研修又は訓練に参加すればよく、前回の参加日から1年以上経過して参加した場合でも、各年度で1回は参加する予定があれば算定可能か。

## (答)

貴見のとおり。当該加算は、高齢者施設等における平時からの感染対策の 実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を評価す るものであり、研修又は訓練について、前回の参加から長い期間を空けるこ とは望ましくないが、前回の参加日から1年以内に研修等に参加することが できない場合であっても、高齢者施設等において、医療機関等に研修等の実 施予定日を把握し、前回の参加日の属する年度の翌年度中に参加する予定が 確認できた場合であれば、高齢者施設等感染対策向上加算(I)の算定は可 能である。